

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年3月30日(水) 16:00~16:56(56分)

(開催場所)

帯広開発建設部1階第5号会議室

(出席者)

当局側(帯広開発建設部)

鎌田 貢次(帯広開発建設部長)、片倉 豊(帯広開発建設部次長)、

富田 玲子(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合帯広支部)

安田 宗一(執行委員長)、小川 英人(書記長)、

村上 敏博(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部職員の健康安全管理について
- 3 当部における本部庁舎の環境改善について

(交渉概要)

【議題1：当部における超過勤務の縮減について】

○ 職員団体側から

- ・ 超過勤務縮減率について、当部としての当初目標を達成したと考えているのか聞きたい。

超過勤務の昨年度同時期との比較、超過勤務が月60時間を超えている課所・人数について、それぞれ部門別に聞きたい。また、超過勤務が月60時間を超えた原因と当職員に対し課所長がどのような指導、措置を講じたのか聞きたい。

- ・ 各課の最終退室時間を確認すると、実際の超勤時間よりも過小報告と思われるものもある。実態と違う超勤時間を報告している事もあり得るという認識はあるか。

○ 当局側から

- ・ 今年度2月までの超過勤務時間は、部門別に、事務部門が57%、河川部門が28%、道路部門が29%、港湾部門が21%、農業部門が47%、機械・電気通信部門が39%、営繕部門が39%の縮減率であり、昨年度同時期と比較すると大幅に縮減したと考えている。

今年度、超過勤務が月60時間を超えた職員がいる課所・人数は、契約課1名、技術管理課1名、用地課5名、工務課2名、治水課6名、道路計画課10名、農業計画課3名、農業整備課1名、池田河川事務所4名、帯広道路事務所4名、広尾道路事務所1名、鹿追地域農業開発事業所2名、計40名である。

超過勤務が月60時間を超えた原因は、多種多様であり一概には言えないが、設計書の作成・審査、補正予算対応等によるものである。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、業務の平準化やきめ細かな業務の進行管理に努めるよう管理者を指導したい。

- ・ 超過勤務については、職員からの事前申出及び事後確認を徹底するなど、より丁寧な勤務時間管理に努めており、指摘するような事実については承知していない。

【議題2：当部職員の健康安全管理について】

○ 職員団体側から

- ・ 当部における病気休職者及びメンタルヘルスが原因の休職者の人数について聞きたい。
- ・ 今回の東北地方太平洋沖地震災害対応で、TEC-FORCEやリエゾンとして派遣され、長期間にわたり業務に従事した職員について、当局としてどのようなフォローアップをしていくつもりなのか聞きたい。
- ・ 自操運転の運用が拡大されていく中で、今後も必要に応じて連絡車を運転する機会は増えると思うが、運転する職員の精神的な負担等に対しての配慮をどう行っていくのか聞きたい。
- ・ VDT作業について、OA機器を使用した職員が肩こりや視力の低下等の不調を訴えている実態はあるか聞きたい。

○ 当局側から

- ・ 現在、メンタル不調による休職者は数名いる。

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、各種の健康診断及び保健安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

特にメンタルヘルス対策については、心の不調を原因として療養する職員が病気休職者の多くを占める現状にあることから、職員の勤務状況及び健康状態の把握並びにカウンセリング制度の活用等に努めるよう、引き続き各管理者を指導するとともに、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図り、心の不調を原因とした疾病の防止に努めたい。

なお、健康安全計画の作成など、健康管理及び安全管理に関しては、「意見箱」及びメールボックスのほか、課内会議や職場内ミーティング等の場を通じ、全職員から広く意見を聴いた上で、必要な措置を講じていく考えである。

- ・ 東北地方太平洋沖災害対応支援のため、3月20日から28日の9日間にわたり、東北地方へ4名の職員がTEC-FORCEとして派遣され、4名とも無事任務を果たしたところであるが、フォローアップについては、健康状態の把握に努めるなど、必要に応じて適切に行っていく考えである。

- ・ 自操運転については、運転命令者が運転者の健康状態等をしっかりと把握して運転命令を行うよう引き続き指導したい。
- ・ VDT作業については、毎年7月に実施している一般定期検診において、各職員が記入する「VDT健康診断記録票」の自覚症状調査欄に、肩こりや頭痛を感じていると記入する職員はいるが、それがVDT作業に伴うものであるかは不明であり、一概にVDT作業が原因であるとは言えない。

【議題3：当部における本部庁舎の環境改善について】

○ 職員団体側から

- ・ 本部庁舎の環境改善について、来庁する身体障害者のために、施設をもっと整備するべきではないか。また、冬期間における構内及び庁舎周辺の路面凍結対策や執務室における最適な室温管理が図られるよう、当局として取り得る方策について聞きたい。
- ・ 前回交渉時に検証中とされていた経理・契約課の防寒用窓カーテンの設置効果について聞きたい。
- ・ 本部庁舎の耐震対策について聞きたい。
- ・ 職場の環境改善については、職員が安全に過ごせる環境づくりのために、目配り気配りしながら検討してもらいたい。

○ 当局側から

- ・ 本部庁舎の環境改善については、予算等を勘案しながら、職員の健康安全対策を含めて検討したい。
- ・ 経理・契約課の防寒用窓カーテンの設置に伴い行った職員アンケートによると、回答のあった約9割の職員が保温効果があり、防寒対策になったと回答している。また、約8割の職員が事務室内が暖かくなったと回答、約9割の職員がすきま風が軽減されたと回答している。当アンケート結果から、防寒用窓カーテンの設置は一定の効果があったと言える。
- ・ 本部庁舎の耐震診断では、新庁舎については改修する必要はないが、旧庁舎については改修する必要があるとの結果であった。庁舎の耐震対策についても、予算等を勘案しながら必要な整備に努めていく考えである。
- ・ 職場環境については、職員の健康安全管理にかかわる非常に重要な問題であるため、今後も必要な改善に努めたい。

※文責は帯広開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

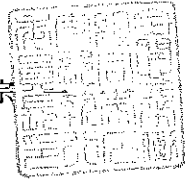
2011年 3月30日

北海道開発局帯広開発建設部

部長 鎌田 貢 次 殿

全開発労働組合帯広支部

執行委員長 安 田 宗



2011年 統一要求書

北海道開発局に勤務する職員の勤務条件に係わる下記事項について改善すること。

賃金引き上げについて

1. 「賃金は勤務条件の最たるもの」であることを十分認識し、開発局に勤務する職員の賃金を別紙1「賃金要求書」のとおり改善すること。

事業執行体制について

2. 超過勤務縮減に向けて事業に必要な要員を確保すること。また、定員等の確保、当面する超過勤務縮減方策の検討にあたっては組合の意見を十分に聞き、別紙2のとおり実施すること。
3. 2011年度の事業を執行するに当たり、各職場における「業務推進工程表」の基本的な考え方を十分説明するとともに、その実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に実施しないこと。また、変更が生じる場合においても考え方を十分説明すること。
4. 事務・事業の委託請負化に当たっては、組合の意見を十分に聞き、一方的には行わないこと。
5. 健康安全管理など勤務条件に十分留意し、必要な機械・船舶・施設の増強、更新を行うこと。
6. OA機器の運用及び適用業務の拡大については、別紙2を前提とし、組合の意見を十分に聞き、健康安全管理に十分留意した上で一方的に実施しないこと。
7. 設計・積算、監督業務の改悪は行わないこと。また、仕様書の改定にあたっては、考え方を十分に説明するとともに組合の意見を十分に聞くこと。
8. 業務に必要な工事諸費等予算を確保すること。
9. 開発事業の推進にあたっては、公害・環境問題等について地域住民の同意を得ること。

人事評価制度について

10. 人事評価制度において、評価結果の開示及び労働組合が参加する苦情処理制度を確立すること。

組織・級別定数の改善について

11. 級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
12. 昇任速度を早め、退職時事務6級、技術7級を実現すること。当面、別紙2のとおり改善すること。

人事異動について

13. 人事については、民主的・公平・公正に行い、昇任人事の差別は行わないこと。あわせて、部内昇任を拡大すること。また、人事異動にあたっては別紙2のとおり行うこと。

単身赴任について

14. 単身赴任となるような異動は行わないこと。当面、単身赴任を強いられる者に対し別紙2のとおり改善を図ること。

雇用保障について

15. 全職員の「60歳雇用保障」を実現すること。また「雇用保障」にあたっては、別紙2のとおり進めること。
16. 新再任用制度の実施にあたっては、別紙2のとおり進めること。

職員の健康管理について

17. 直営診療所の整備・拡充を図ること。
18. 保健安全協議会を復活すること。当面、職員の意見等を聞く措置として、開発建設部及び課所において健康安全管理に関する会議等を設置し、健康安全管理計画等に職員の意見・要望を十分反映すること。
19. 振動病をはじめとする職業病、労働災害絶滅のため、労働医学調査・職場環境の改善・健康安全管理を徹底すること。また、職業病については、全て公務災害認定を行うこと。特に職業性疾患に対する公務災害認定については積極的に取り組むこと。
検診枠の拡大を行うとともに、各種検診の年齢制限を撤廃し、希望者全員が受診できるようにすること。
メンタルヘルス対策について積極的に進めるとともに、実効あるカウンセリング制度の充実に努めること。また、新たなメンタルヘルス疾患を発生させないため、必要な措置を講じること。あわせて、休職等からの職場復帰にあたっては、本人の意向に配慮するとともに、スムーズな復帰が図られるよう必要な措置を講じること。
20. VDT作業従事者に対する健康と安全を確保すること。特に新たな職業病を発生させないため、VDT管理指針の遵守・徹底を責任をもって行うこと。

制度改善について

21. 消費税を抜本的に是正すること。また、不公平税制を是正し勤労者所得税の大幅減税を実現すること。
22. 公的年金制度の抜本的改善を行うこと。
 - イ. 生活できる年金制度を確立し、別個給付の特別措置について、働くことが困難な場合は、満額年金を支給すること。
 - ロ. 基礎年金国庫負担割合2分の1を堅持するとともに、被用者年金保険料の費用負担割合を改善すること。
 - ハ. 公的年金の一元化において、共済年金については、公務員制度としての役割・機能を引き続き確保すること。
 - 二. 共済組合の「運営審議会」の権限を強め、民主化を図ること。
23. 医療保険制度の改善を行うこと。また、健康保険、共済短期の本人10割給付、老人医療の無料化制度を復活するとともに、老人保健法に基づく共済組合からの拠出は国庫負担とすること。
24. 介護サービスの基盤整備を拡充し、介護保険制度の円滑実施と公正・透明な制度運営を図ること。
25. 労働基準法及び人事院規則の労働時間の男女共通規制の運用にあたっては、男女が共に家庭責任を担える労働条件の確立、深夜勤務に係わる就業環境の整備等を図り、真に実効ある男女共通規制とすること。
26. 母性保護の権利を拡大し、生理休暇は特別休暇とすること。
27. 育児休業期間については有給とすること。
28. 公立産休明け保育所及び学童保育所を拡充すること。
29. 介護休暇・看護休暇・夏季休暇を拡充すること。
30. レクリエーションタイムの運用にあたっては、職場の意向を十分尊重すること。
31. 新たな高齢雇用施策として、「定年延長」を早期に実現すること。

行政改革について

32. 行政改革は行わないこととし、これ以上の組織の統廃合及び定員削減は行わないこと。
33. 国が進める地域主権政策（アクションプラン）に対して、以下のとおり進めること。
 - イ. 国土交通行政の推進に必要な地方整備局・北海道開発局の役割を明確に主張し、アクション

- ンプランに基づく安易な計画の策定をしないよう最大限努力すること。
- ロ. 地方への事務・権限の委譲や直轄道路・河川の移管による、安易な人員移管はしないこととし、職員の雇用と労働条件を十分に確保すること。

権利について

34. 民主的な公務員制度改革を実現し、労働基本権を速やかに保障すること。また過去の処分による実損を回復すること。
35. 職場における労使の取り決めを守ること。

独立行政法人土木研究所寒地土木研究所について

36. 政府が進めようとしている独立行政法人の見直しにあたり、関係者との十分な議論を行い拙速な見直しにならないよう求めるとともに、国自らが直接行うことが必要な事業については、国に移管すること。
37. 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所に関し、当面下記のとおり行うこと。
- イ. 寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう、対処すること。また、労働条件については交渉・協議・合意に基づき決定し、労働協約を締結すること。
- ロ. これまでの寒地土木研究所の円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

そ の 他

38. 別紙3 全開発帯広支部『独自要求書』について、誠意ある回答を行うこと。
39. その他勤務条件に関わる要求や職場で発生した問題については、誠意をもって解決すること。

別紙1 「賃金要求書」

〈定員職員関係〉

1. 賃金の引き上げ額

- イ. 国家公務員労働者の賃金を平均28,000円以上引き上げること。
- ロ. 官民比較方法を抜本的に改善し、公務員賃金の水準を引き上げること。

2. 賃金体系の改善

- イ. 賃金の引き上げ配分にあたっては、行政職(一)高卒を基準に、次のように俸給表の改定を行うこと。

18歳〈独身〉	153,100	円
23歳〈独身〉	188,200	円
27歳〈二人世帯〉	219,000	円
35歳〈四人世帯〉	275,700	円
43歳〈五人世帯〉	349,700	円

- ロ. 昇給間差額は最低2,000円以上にすること。また、中・高位号俸に対する切り下げを行わないこと。
- ハ. 賃金の改善にあたっては、初任給抑制を行わないこと。
- ニ. 能力、実績給を改めること。
- ホ. 行政職(二)の俸給表を抜本的に改善すること。

3. 賃金決定基準の改善

- イ. 標準職務表を抜本的に改善すること。
- ロ. 級別資格基準を改正し、学歴格差を縮小すること。
- ハ. 経験年数換算表及び休職期間等換算表を抜本的に改善すること。
- ニ. 昇給延伸に対する復元措置を行うこと。
- ホ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。

4. 諸手当の改善

- イ. 扶養手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ロ. 通勤手当 全額実費支給し、全額非課税とすること。また、交通用具利用者に対する支給額を改善すること。
- ハ. 住宅手当 支給範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- ニ. 寒冷地手当 寒冷地手当法を維持すること。また、生活実態にあった支給水準を確保すること。
- ホ. 地域手当 適用地域区分及び支給率の改善を図ること。
- ヘ. 一時金 期末手当一本とし、年間6カ月を支給すること。また、傾斜配分をやめ、均等に配分すること。
- ト. 超過勤務手当・夜勤手当・休日給 支給率の改善を行うこと。
- チ. 特殊勤務手当 適用範囲を拡大し、支給額の引き上げを行うこと。
- リ. 特手手当 適用基準を緩和し、支給割合の引き上げを行うこと。
- ヌ. 宿日直手当 支給額の引き上げを行うこと。
- ル. 単身赴任手当 適用範囲の拡大を行うとともに支給額の引き上げを行うこと。

5. 最低賃金について

- 公務に従事する労働者の最低賃金を153,100円以上とすること。

6. 実施時期について

以上の要求改善については2011年4月1日から実施すること。また、新賃金については早期支払を行うこと。

別 紙 2

＝ 要員確保関係 ＝

- イ. 事務、事業に見合った定員職員の配置を行うこと。
- ロ. 育児休業・長期休職に伴う代替要員を確保すること。
- ハ. 事務、技術の適正な人事配置を行うこと。
 - ①部局内の適正な人事配置を行うこと。
 - ②事業間の適正な人事配置を行うこと。
 - ③部局間の適正な人事配置を行うこと。
 - ④職員の年齢構成等のバランスに配慮した人事配置を行うこと。
 - ⑤業務分担の適正な見直しを図ること。
 - ⑥事務所、事業所における管理業務を充実すること。そのため必要な課所に管理職員を配置すること。
- ニ. 事務、技術定数の見直しについて検討すること。その際、組合の意見を十分に尊重すること。
- ホ. デスク系非常勤職員について、必要な期間の新規雇用を図ること。
- ヘ. 産前・産後休暇に伴う代替要員を確保すること。

＝ 超過労働関係 ＝

- イ. 土、日、祝祭日の超過勤務については、原則として命令しないこと。
- ロ. ノー残業デーの徹底を図ること。また、実効を図るため管理職員等が具体的な指導を行うとともに、その責任体制を明らかにすること。
- ハ. 連続した超過勤務、深夜に及ぶ超過勤務を解消すること。また超過勤務を命ずる各管理者の超過勤務命令のあり方、その責任を明らかにすること。
- ニ. 本省、本局からの報告物等の業務については、職場の担当者に負担がかからないよう徹底した改善措置を図ること。
- ホ. 慢性的な超過勤務縮減に向けた新たな業務改善について、全ての事業部門別に早急に具体化すること。なお、実施にあたっては、組合の意見を十分に聞き、話し合うこと。

＝ 電算関係 ＝

- イ. O A 機器の運用による直接的な人減らし、労働強化、勤務条件の大幅な変更は行わないこと。
- ロ. 行政情報化の推進にあたっては、部局間に差が生じないように十分調整すること。また、実施にあたっては組合の意見を十分に聞き、一方的に進めないこと。
- ハ. O A 機器の設置及び作業環境については、健康管理や職場実態に即し改善すること。

＝ 組織・級別定数関係 ＝

- イ. スタッフ制の拡大を図ること。
- ロ. 部局企画官等を新增設すること。
- ハ. 部局専門官・開発専門職を拡大すること。
- ニ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
- ホ. 係長の4級枠を拡大すること。
- ヘ. 主任、開発専門職の3級枠を拡大すること。
- ト. 行(二)職員の部下数制限を撤廃し、一定の号俸・経験年数に達したものは全て上位級に昇格させること。
- チ. 準職員を定員化すること。また、3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

＝ 人事関係 ＝

- イ. 国土交通省内における人事異動については、原則として北海道開発局内とすること。
- ロ. 男女間の差別は行わず、女性を積極的に登用すること。

ハ. 組合役員に対する差別は行わないこと。

ニ. 本局中心人事の改善を図るとともに、人事異動にあたっては職員の希望、生活との調和を最優先して行うこと。

ホ. 人事異動の時期は、4月1日を基本とし、内示は30日前とすること。

ヘ. 他部局との交流、業務経験を必要とする場合は、本人の意向を尊重し、一定のサイクル基準を設定すること。

ト. 部内昇任年齢の引き下げを図ること。

＝ 単身赴任関係 ＝

イ. 単身赴任の期間は、特別の場合を除き当面3年以内とすること。

ロ. 単身赴任手当の増額・範囲の拡大、単身赴任者専用住宅の確保等の改善を図ること。

＝ 雇用保障関係 ＝

イ. 若年勧奨を行わないこと。

ロ. 長期勤続に対する人事管理のあり方（希望異動・部内昇任や異動、採用から退職まで）の一定のサイクルを確立すること。

ハ. 高齢職員の昇給半減は行わないこと。

ニ. 中途退職希望者に対する援助を行うこと。

ホ. 定年退職後の生活安定に助力すること。

＝ 再任用関係 ＝

イ. 希望する者全てを再任用すること。また、そのために必要な組織・級別定数及び業務の確保を行うこと。

ロ. 短時間勤務者について、公務員宿舍の入居を認めること

全開発帯広支部『独自要求書』

北海道開発局帯広開発建設部長は、次の項目に対して誠意ある回答を行うよう強く求める。

- 1 組合員の地域イベント参加については、当局からの強制にならないよう、十分配慮すること。
- 2 執務室内における空調管理について、当局として取りうる努力を行うこと。
- 3 庁舎周辺及び構内において、環境・安全整備に努めること。
- 4 身体障害者が庁舎設備等を利用できるよう、環境を整えること。